

船舶事故調査報告書

令和3年6月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年10月18日 10時20分ごろ
発生場所	愛知県南知多町日間賀島 ^{ひまか} 北方沖 尾張大磯灯標から真方位257° 1,210m付近 (概位 北緯34° 42.7' 東経137° 00.4')
事故の概要	プレジャーボート ^{かつまるジュニア} 勝丸Jr.は、航行中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年10月22日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 勝丸Jr.、2.7トン
船舶番号、船舶所有者等	270-46365愛知、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	プロペラ等に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、船首尾とも約0.6mの喫水で、日間賀島の北方沿岸を北西方に向け約5ノットの対地速力で釣り場を探索中、船首方に多数のダイバー船を認めたので、それらの船を避けようとして針路を北方に向けたところ、浅所に乗り揚げた。</p> <p>船長及び同乗者は、船長が携帯電話で海上保安庁に事故の通報を行い、来援した救助艇にえい航救助された。</p> <p>船長は、船首方の多数のダイバー船を避けようと北方に向ける針路に変更する際、GPSプロッターで位置を確認していなかったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、釣り場を探索中、船長が、船首方に多数のダイバー船を認め、それらの船を避けることに意識を向け、目視のみで航行したことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が釣り場を探索中、船長が、船首方に多数のダイバー船を認め、それらの船を避けることに意識を向け、目視のみで航行したため、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、視認した船舶等に意識を向け過ぎず、目視だけでなくGPSプロッター等を活用して浅所から安全な距離を保って航行できるよう、常時適切な周囲の見張りを行うこと。